認可地縁団体の手引き

（令和８年１０月改訂版）

問い合わせ先

宇治市　市民協働推進課

地域活動支援係

TEL：０７７４－２２－３１４１㈹

（内線２２０２，２２０３）

E-mail：community@city.uji.kyoto.jp

目次

Ⅰ 認可地縁団体について 1

1. 認可地縁団体の制度の成り立ち 1
2. 認可地縁団体の趣旨 1
3. 認可地縁団体となる要件 2
4. 留意事項 3

Ⅱ 認可申請の手続き 4

1. 認可までの主な手続きの流れ 4
2. 申請手続き 5
3. 認可・告示 9

Ⅲ 認可後の地縁団体について 10

1. 認可地縁団体印鑑登録 10
2. 証明書発行申請 11
3. 財産登記 11
4. 規約を変更した場合 11
5. 告示された事項に変更が生じた場合 12

Ⅳ 不動産に係る登記の特例 13

1. 手続きについて 13
2. 疎明資料の具体例について 15
3. 公告申請後 16

Ⅴ 認可の取り消しと解散・清算 17

1. 認可の取り消し 17
2. 解散 17
3. 清算 18

Ⅵ 合併 20

1. 総会の決議 20
2. 認可の申請 20

3. 合併後の地縁団体の認可 21
4. 合併に係る債権者保護手続き 21
5. 債権者保護手続終了の届け出 21
6. 合併の告示 22
Ⅶ 税について 25
1. 法人化に伴う各種税の取り扱いについて 25
2. 税に関する問い合わせ先 27
Ⅷ Ｑ＆Ａ 28
Ⅸ 様式集 29
様式第１号　認可申請書 29
様式第１号（別紙１）　代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無 30
様式第１号（別紙２）　代理人の有無 31
様式第２号　認可地縁団体告示事項証明書交付申請書 32
様式第３号　規約変更認可申請書 33
様式第４号　告示事項変更届出書 34
様式第５号　認可地縁団体解散届出書 35
様式第６号　認可地縁団体清算結了届出書 36
様式第７号　認可地縁団体印鑑登録申請書 37
様式第８号　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 38
様式第９号　認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 39
様式第１０号　所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 40
様式第１１号　申請不動産の登記移転等に係る異議申出書 41
Ⅹ 各種作成例 42
作成例①　規約 42
作成例②　総会議事録 49
作成例③　構成員の名簿 50
作成例④　活動状況報告書 51
作成例⑤　代表者就任承諾書 52

作成例⑥　委任状 53
作成例⑦　区域図 54
（参考）地方自治法（抄） 55
（参考）地方自治法施行規則（抄） 64

Ⅰ　認可地縁団体について

1.　認可地縁団体の制度の成り立ち

町内会・自治会（以下「自治会」）の中には、集会所等の不動産を保有しているところも見られますが、「自治会」という団体名義では不動産の登記ができず、会長などによる個人の名義で不動産の登記がなされていました。

しかし、会長などによる個人の名義で不動産の登記をした場合、転居による名義の変更や死亡した場合の相続といった問題が生じる恐れがあったため、これまで地域の住民によって任意に組織されていた自治会の「地縁による団体」が、市町村長の認可を受けて法人格を取得することにより、不動産登記の登記名義人となることができる制度が導入されました。このように法人格を取得した地縁による団体を「認可地縁団体」といいます。

なお、令和３年度の地方自治法改正に伴い、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市区町村長の認可を受けることができるものとされました。

また、地縁による団体とは「町又は字の区域その他市町村の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されており、「スポーツ同好会」（特定目的の活動を行う団体）や「老人会・婦人会」（構成員に年齢や性別等の特定の属性を必要とする団体）等は、地縁による団体とは考えられません。

2.　認可地縁団体の趣旨

地縁による団体が法人格を取得することにより、不動産等の保有の有無にかかわらず、①継続した活動基盤の確立、②法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、③法律上の責任の所在の明確化、④個人財産と法人財産との混同防止、⑤対外的な信用の獲得等、地域的な共同活動を円滑に行うための制度です。

3. 認可地縁団体となる要件

① 良好な地域社会の維持及び形成を目的として、現に自治会活動を行っていること

※自治会活動とは、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、清掃や防犯・防災活動など広く地域社会の維持及び形成に資するものをいいます。

② 区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

※河川や道路等で区域が画されているなど容易に範囲が分かる状態であることをいいます。飛地については、実質的に地域としてのまとまりがあるのであれば認可の対象となります。

③ その区域に住所を有する全ての個人が構成員になることができ、その相当数の者が構成員になっていること

※構成員は、世帯ではなく個人を単位とします。また、住所以外に年齢や性別、国籍等の条件をつけることはできません。したがって、世帯主だけでなく、乳児なども団体の構成員となります。なお、「相当数」とは、一般的にはその区域の全住民（自治会に加入していない住民を含む）の過半数をいいます。

④ 規約（会則）を定めていること

※次に掲げる事項（８項目）が定められていることが必要であり、それ以外の事項を定めることも差し支えないと解されています。

※詳細は「Ⅱ 認可申請の手続き」をご覧ください。

1. 目的
2. 名称
3. 区域
4. 主たる事務所の所在地
5. 構成員の資格に関する事項
6. 代表者に関する事項
7. 総会・会議等に関する事項
8. 資産に関する事項

4. 留意事項

認可後は、規約のほか、地方自治法の規定に基づき運営を行う必要があります。主なものは下記の通りです。

- 少なくとも毎年１回、通常総会を開く必要があります。（地方自治法第２６０条の１３）

構成員全員の承諾があるときは、総会を開催せずに書面又は電磁的方法により決議を行うことができます。 総会で議決する事項について、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは決議があったものとみなします。 ※令和４年８月２０日改正

- 常にその年の最新版の資産目録を１月から３月までの間に作成し、法人の主たる事務所に備え付けなければなりません。また、常に最新版の構成員（会員）名簿に更新し、主たる事務所に備え付けなければなりません。

  （地方自治法第２６０条の４）

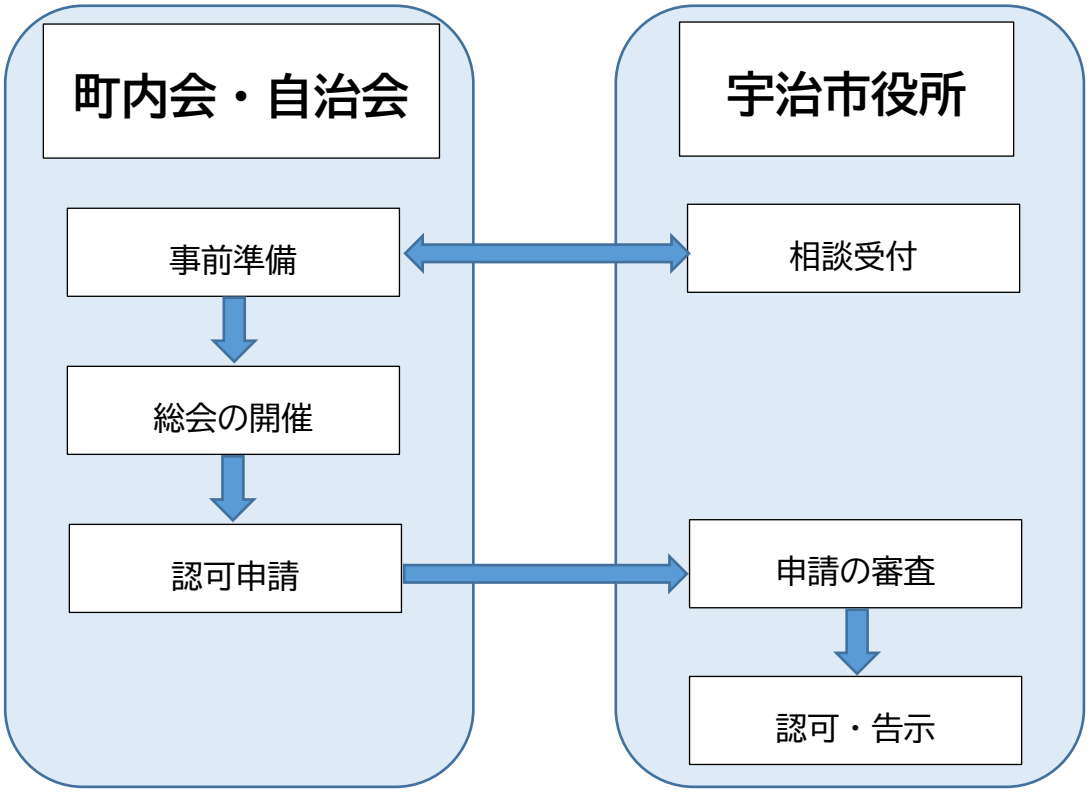
- 運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。（地方自治法第２６０条の２第７項）
- 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的扱いをしてはいけません。（地方自治法第２６０条の２第８項）
- 特定政党のために利用してはいけません。

  （地方自治法第２６０条の２第９項）

- 認可地縁団体は、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、営利活動等を行う場合においても、規約に定める目的を達成するために必要な範囲内に限定しなければなりません。
- 認可地縁団体の告示事項証明書（法人登記簿に代わるもの）は、関係者に限らず誰でも取得可能なため、認可地縁団体の歴代代表者の氏名及び住所が公にされます。

Ⅱ　認可申請の手続き

1.　認可までの主な手続きの流れ



【認可・告示後の手続き】

- 印鑑登録
- 印鑑証明書・告示事項証明書発行
- 財産登記
- 規約変更認可申請
- 告示事項変更届

※それぞれの詳細は「Ⅲ　認可後の地縁団体について」をご覧ください。

※不動産登記法の特例制度については「Ⅳ　不動産に係る登記の特例」をご覧ください。

2. 申請手続き

1　規約（会則）の作成

① 目的

良好な地域社会の維持及び形成のため、広く地域的な共同活動を行うものである必要があり、特定の活動のみを目的とするような記載は認められません。活動の内容は、権利能力の範囲を明確にする程度に活動内容をできる限り具体的に定めてください。

② 名称

地方自治法上名称について特に制限はありませんが、他の法令において名称の使用制限がある場合、その規定に従う必要があります。

③ 区域

町又は字及び地番により記載（例：宇治市〇〇町〇〇番〇号から〇〇番〇号までの区域）されることが最も望ましいとされていますが、市内の他の住民にとって区域が客観的に認識できるものであれば、河川名や道路名等による区域の記載（例：宇治市〇〇町〇〇のうち府道〇〇の北側の区域）も可能です。

④ 主たる事務所の所在地

事務所は、代表者の自宅もしくは集会所とすること（例：本会の主たる事務所は〇〇集会所に置く。所在地：宇治市〇〇町〇〇番〇〇号）が一般的であり、定め方としては、地番及び家屋番号によるほか、「この会は、事務所を会長の自宅に置く。」という方法も考えられます。

⑤ 構成員の資格に関する事項

区域に住所を有することのほかに、年齢・性別等を構成員の資格の条件とすることはできません。地方自治法上、区域に住所を有する全ての個人が構成員となることができ、その相当数が現に構成員となっていることが認可の要件の一つとなっていますが、区域に住所を有する住民が全て構成員でなければならないということではありません。したがって、現在自治会の加入世帯であっても、生まれたばかりの子供まで、全て構成員でなければならないということではありません。

なお、法人や団体は構成員とはなれませんが、「本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。」と定めて、表決権等を有しない賛助会員等として参加することは可能と考えられます。

⑥ 代表者に関する事項

役員についての規定であり、代表者（会長）１名を必ず選出し、１名又は複数名の監事を置く必要があります。（例：本会に次の役員を置く。会長１名、副会長１名、監事１名）

⑦ 総会等に関する事項

総会は、会の運営事項の全ての事項について議決をするものですが、構成員の利害にさほど影響のない事項まで総会で決めることは非効率的であるため、運営事項の一部を役員会に委任することを規約に定めることは可能です。認可地縁団体は、構成員を世帯ではなく個人でとらえることとなっており、構成員は各々一個の表決権を有することとなります。

ただし、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが、これまでの自治会の歴史の中で実態として地域社会に認められ、かつ、世帯単位の表決とすることが合理的であると認められる事項に限り、世帯単位で一個の表決とする旨を別途規約に定めることができるとされています。

しかしながら、規約の変更・財産処分・会の解散等の重要事項の議決に関しては、世帯をもって一個の表決は認められず、個人をもっての表決となります。

未成年者等の制限行為能力者の表決権の行使については、法定代理人（親権者等）が本人に代わって表決権を行使することとなります。

総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができます。

【電磁的方法の例】電子メール、Webサイトやアプリケーションを利用した　表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決など

⑧ 資産に関する事項

法人格を取得する目的が資産を認可地縁団体名義で保有することである場合は、保有する資産についての構成等を定めておく必要があります。（例：１．別途定める財産目録記載の資産　２．会費　３．その他の収入）

なお、解散時における残余財産は、規約で指定したものに帰属することになりますが、総会の決議及び市長の認可を得ることで、認可地縁団体の目的に類似する目的のためにその財産を処分することもできます。ただし、当該方法で処分されない場合は、市に帰属されることになります。

２　総会の開催

認可申請を行う旨の決議をするための総会を招集し、構成員の議決によって申請することができます。（役員会のみの議決は不可）

また、認可の申請書類に明記すべき下記の事項についても、議決を得る必要があります。

市に認可申請を行う際、下記①～④について総会で議決したことを記載した議事録が必要となります。議事録には、議長及び議事録署名人の署名・押印が必要となります。

① 法人格を取得するための認可の申請を行うことに関する議決

認可を申請する旨の議決が法人格を取得することの意思決定と位置付けられています。

② 法人格を取得するため会則（規約）を改正することに関する議決

認可要件を満たす規約の案が総会で議決を得ることで正式なものとなります。

③ 構成員の確定に関する議決

認可申請にあたり構成員名簿の提出が必要となるため、誰が構成員であるかを確定するものです。

④ 代表者の決定の議決

代表者を決定することについて議決します。

3　認可申請

申請者は、次に掲げる書類を市民協働推進課に提出してください。なお、申請者は総会で議決した代表者となります。

① 認可申請書【様式第１号】

［別紙１］代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無

［別紙２］代理人の有無

② 規約【作成例１】

③ 総会で認可申請を行う旨の議決をしたことを証明する書類（議長及び議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写し）【作成例２】

④ 構成員の名簿（氏名・住所）【作成例３】

⑤ 活動状況報告書（事業報告書や総会議事録等）【作成例４】

⑥ 総会で申請者を代表者に選出する旨の議決をしたことを証明する書類（議長及び議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写し）【作成例２】

※③で内容が確認できる場合は省略可

⑦ 代表者就任承諾書（写し）【作成例５】

⑧ 住宅地図等に境界線を加筆した区域図【作成例７】

3. 認可・告示

市は、申請書類を審査し、認可要件に該当していると認められるときは、認可・告示を行い、申請者（代表者）に認可の通知を行います。

告示される項目は次のとおりです。

1. 名称
2. 規約に定める目的
3. 区域
4. 主たる事務所の所在地

   ※ただし、認可地縁団体の「主たる事務所」の所在地が、代表者の住所（ 代表者の自宅） と同一である場合にあっては、個人情報保護の観点から、代表者の個人宅の住所が特定されないように、「主たる事務所」の所在地についても、告示の対象としない。

5. 代表者の氏名
6. 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名）
7. 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名）

   ※代理人を告示していない限り代理での各種申請（印鑑登録や変更手続等）はできません。

8. 解散の事由（規約に解散の事由を定めた場合のみ）
9. 認可年月日

Ⅲ　認可後の地縁団体について

1．認可地縁団体印鑑登録

認可地縁団体が財産登記を行うには、代表者等の印鑑登録及び印鑑登録証明書の発行が必要となります。

これらの手続きについては、全て市民協働推進課で受け付けます。

① 印鑑登録申請

代表者等は、次に掲げる書類等を市民協働推進課に提出してください。

代理人による申請を行う場合は、告示事項において代理人を置くことを定めた上、委任の旨を証する書面【作成例６】が必要となります。

1. 認可地縁団体印鑑登録申請書【様式第７号】

　登録できる印鑑は、印影が鮮明であり、一辺が８．１mm 以上３０mm 以下の大きさのものに限り、１団体につき１個です。

2. 代表者等の個人の印鑑

　市において印鑑登録されている代表者等の個人の印鑑（実印）を持参してください。

3. 代表者等の個人の印鑑登録証明書

　市において印鑑登録されている代表者等の個人の印鑑（実印）の印鑑登録証明書を添付してください。

　なお、印鑑登録証明書は申請の３ヵ月以内に発行されたものに限ります。

② 登録完了後

印鑑登録手続きが完了した後、印鑑登録原票に登録する印鑑の押印が必要となります。（原票は市民協働推進課にて準備します。）

③ 登録された印鑑を変更する場合

印鑑登録の廃止手続きと併せて登録時と同様の手続きを行います。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書【様式第９号】と登録時と同様に代表者等の印鑑登録証明書を提出してください。登録された印鑑を紛失した場合にも同じ手続きが必要となります。

2. 証明書発行申請

申請から交付までには数日間かかります。交付時には手数料として１部につき、３００円が必要となります。（宇治市手数料条例）

① 認可地縁団体告示事項証明書

認可地縁団体告示事項証明書交付申請書【様式第２号】を市民協働推進課に提出してください。申請はどなたでも可能です。

② 認可地縁団体印鑑登録証明書

代表者は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書【様式第８号】を市民協働推進課に提出してください。申請時には、認可地縁団体の登録された印鑑が必要となります。

なお、代理人による申請を行う場合は、告示事項において代理人を置くことを定めた上、委任の旨を証する書面が必要となります。

3. 財産登記

保有する不動産等を認可地縁団体名義で登記することができます。手続きについては、直接法務局へお問い合わせください。

手続きの際の添付書類として上記証明書が必要となる場合があります。

4. 規約を変更した場合

規約を変更する場合は認可を受ける必要があります。

規約変更認可申請書【様式第３号】に変更内容及び理由を記載した書類及び総会で決議したことを証する書類（議長及び議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写し）を添えて提出してください。

規約の効力発生は認可後となります。

規約変更が告示された事項の変更を伴う場合は、規約の変更の認可後に告示事項変更届出書の提出が必要です。

5. 告示された事項に変更が生じた場合

認可時の告示事項に変更が生じた場合は届出が必要です。

告示事項変更届出書【様式第４号】に変更内容及び理由を記載した書類及び告示事項に変更があった旨を証する書類（議長及び議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写し等）を添えて提出してください。

この届出をもとに変更の告示を行います。

Ⅳ 不動産に係る登記の特例

認可地縁団体が所有する不動産について、登記簿の登記名義人の所在が知れない場合や、既に亡くなっており相続登記がされていない場合など、所有権の保存又は移転の登記に関する手続きが困難なものに特例を設け、一定の要件を満たした認可地縁団体が所有する不動産については、市町村長が一定の手続きを経て、証明書を発行することで、認可地縁団体が単独で登記の申請を行うことができます。

※不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

1. 手続きについて

認可地縁団体より「公告申請」を行う必要があります。

適用を受けるにあたっては、市長が、認可地縁団体が所有する不動産についての所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある者に対し、異議を述べるべき旨を公告することが必要となります。

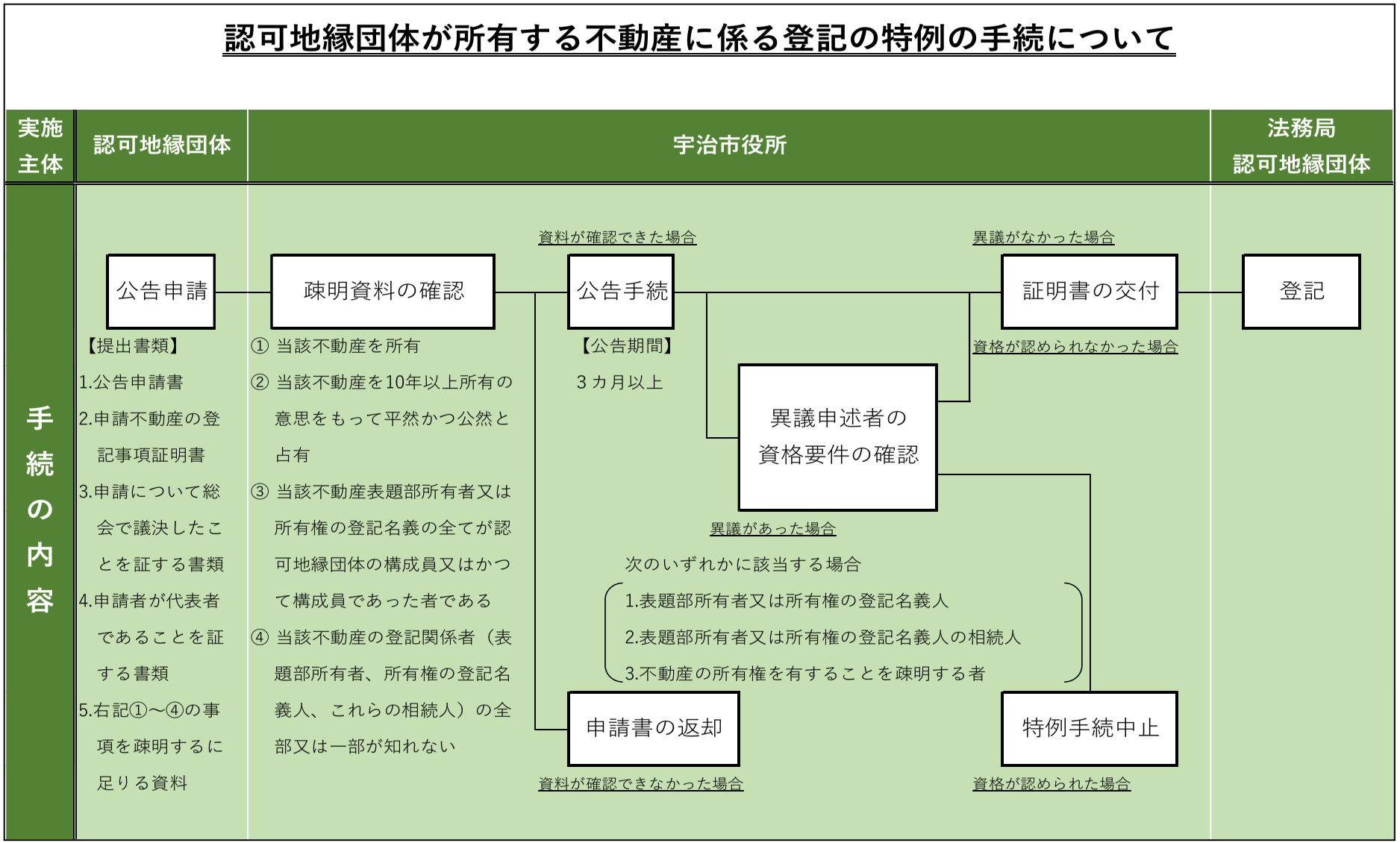
公告申請時に提出する書類や資料及び全体の流れについては、次ページの「認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の手続き」をご覧ください。

公告申請時に必要な疎明資料の詳細については、「2. 疎明資料の具体例について」をご覧ください。

公告終了後の証明書の交付時には手数料として３００円が必要となります。

（宇治市手数料条例）

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の手続について



2. 疎明資料の具体例について

① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること

② 当該認可地縁団体が当該不動産を１０年以上所有の意思をもって平然かつ公然と占有していること

認可地縁団体による申請不動産の所有の事実に加え、本件申請時点とその１０年以上前の時点における認可地縁団体の申請不動産の占有事実を疎明するに足りる資料が必要です。

【具体例】

- 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
- 公共料金の支払領収書、閉鎖登記記録の登記事項証明書又は謄本、旧土地台帳の写し、固定資産税の納税証明書、固定資産課税台帳の記載事項証明書等
- これらの資料が入手困難な場合、入手困難な理由書のほか、認可地縁団体が申請不動産を所有又は占有していることについて、申請不動産の隣地の所有権の登記名義人や申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面や、認可地縁団体による申請不動産の占有を証する写真等

③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること

- 認可地縁団体の構成員名簿、墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合）等
- これらの資料が入手困難な場合、入手困難な理由書のほか、申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記した書面等

④ 当該不動産の登記関係者（表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人）の全部又は一部の所在が知れないこと

- 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- 申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

3. 公告申請後

提出された申請書類により、不動産が登記の特例の適用を受けるための要件を満たしていると判断した場合、下記の事項について公告を行います。

異議のある者は、申請不動産の登記移転等に係る異議申出書【様式第１１号】に必要書類を添えて、市に提出します。

３ヵ月以上の公告期間内に異議を述べる者が現れなかった場合は、登記関係者の承諾があったものとみなされ、認可地縁団体に公告結果の通知を行います。認可地縁団体は、必要書類を持参し、法務局で登記申請をすることができます。

1. 名称
2. 区域
3. 主たる事務所
4. 申請不動産に関する事項
5. 申立人（異議を述べることができる者）の範囲
6. 公告期間
7. 申出方法

Ⅴ　認可の取り消しと解散・清算

1.　認可の取り消し

　認可地縁団体が認可要件のいずれかを欠いた場合、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消されることがあります。

2.　解散

　認可地縁団体は以下の事由によって解散することとなります。

- 規約で定めた解散事由の発生
- 破産手続開始の決定
- 認可の取り消し
- 総構成員の四分の三以上の同意による総会の決議
- 構成員が欠けたこと

　認可地縁団体が解散する場合、破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となります。ただし、規約に別段の定めがある場合や総会において代表者以外の者を選任したときは例外となります。手続きの流れは下記のとおりです。

①　認可地縁団体における解散の決定

②　認可地縁団体解散届出書の提出

1. 認可地縁団体解散届出書【様式第５号】
2. 解散したことを証明する書類（議長及び議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写し等）

③ 解散の告示

認可地縁団体を解散する場合においても認可時と同様に告示を行います。解散時は下記の項目について告示を行います。

1. 名称
2. 区域
3. 主たる事務所
4. 清算人の氏名
5. 解散事由
6. 解散年月日

3. 清算

清算人の職務である現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の引渡しを行います。

残余財産について、解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属しますが、規約で権利の帰属すべき者を指定していない場合は、総会の決議を経たうえで、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。

ただし、営利法人等を帰属権利者とすることは、目的に鑑み適当ではありません。処分されない財産は市に帰属します。

清算人は就任後２ヵ月以内に、官報による公告を以て、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申し出をすべき旨の催告をしなければなりません。

また、判明している債権者には催告をする必要があり、これらを怠ると過料に処されるおそれがあります。

官報掲載の申込は全国の官報販売所等で受け付けており、掲載料金は、１行２２字詰めで約３，０００円必要であり、詳細については、申込先へご確認いただく必要があります。

なお、実際に認可地縁団体が解散されていても清算が結了するまでは清算の目的の範囲内において、認可地縁団体として存続しているものとみなされます。

手続きの流れは下記のとおりです。

① 認可地縁団体清算結了届出書の提出

1. 認可地縁団体清算結了届出書【様式第６号】
2. 清算結了を証明する書類（議長及び議事録署名人が署名・押印した総会議事録の写し等）

② 清算結了の告示

結了時は下記の項目について告示を行います。

1. 名称
2. 区域
3. 主たる事務所
4. 清算人の氏名
5. 清算結了年月日

Ⅵ 合併

【令和５年地方自治法改正】

これまで認可地縁団体の合併に関する規定は定められていませんでしたが、構成員の減少や役員のなり手不足が深刻化する中で、現在の体制では活動を維持できない認可地縁団体が全国的に多数発生しており、将来にわたって活動を継続していくために合併に関する規定が新設され、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができるようになりました。

合併しようとする各認可地縁団体は、連携して地域的な共同活動を現に行っていることが必要であり、Ｐ２「Ⅰ－３認可の要件」を満たしていなければなりません。

合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。

いわゆる「吸収合併」と「新設合併」の手続きの流れをＰ２３～２４に示していますのでご参照ください。

新設合併の場合は、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければなりません。※選任方法は任意。

1. 総会の決議

合併しようとする認可地縁団体は、それぞれの総会において合併の認可を申請することについての決議が必要になります。（総構成員の４分の３以上の賛成を得る必要があります。ただし、規約に別段の定めがあるときはこの限りではありません。）

吸収合併の場合で、合併により存続する認可地縁団体は、あわせて規約変更を総会で議決する必要があります。

2. 認可の申請

合併しようとする各認可地縁団体の代表者は認可申請書（様式１）を次に掲げる書類を添えて、市民協働推進課に提出してください。

なお、吸収合併の場合は、合併により存続する認可地縁団体は合併の申請と合わせて規約変更の認可申請も行う必要があります。

① 合併後の認可地縁団体の規約

② 認可申請することについて各地縁団体の総会で議決したことを証する書類

③ 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類。

・合併しようとする認可地縁団体が合併に向けて合同で行った打ち合わせの議事録

・合併しようとする認可地縁団体が合併を見据えて合同で実施した地域的な共同活動の活動記録　など。

⑤ 合併しようとする各認可地縁団体の規約

⑥ 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

⑦ 区域図

3. 合併後の地縁団体の認可

市長は、認可の要件を満たした認可地縁団体から申請があった時は、合併の認可をします。

4. 合併に係る債権者保護手続き

認可の通知のあった日から２週間以内に財産目録を作成し、事務所に備えおくとともに、債権者に対し合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対して各別にこれを催告しなければなりません。

5. 債権者保護手続終了の届け出

4 の手続きが終了した後、合併する各認可地縁団体は共同して届出書に別添書類を添えて、市民協働推進課に届け出てください。

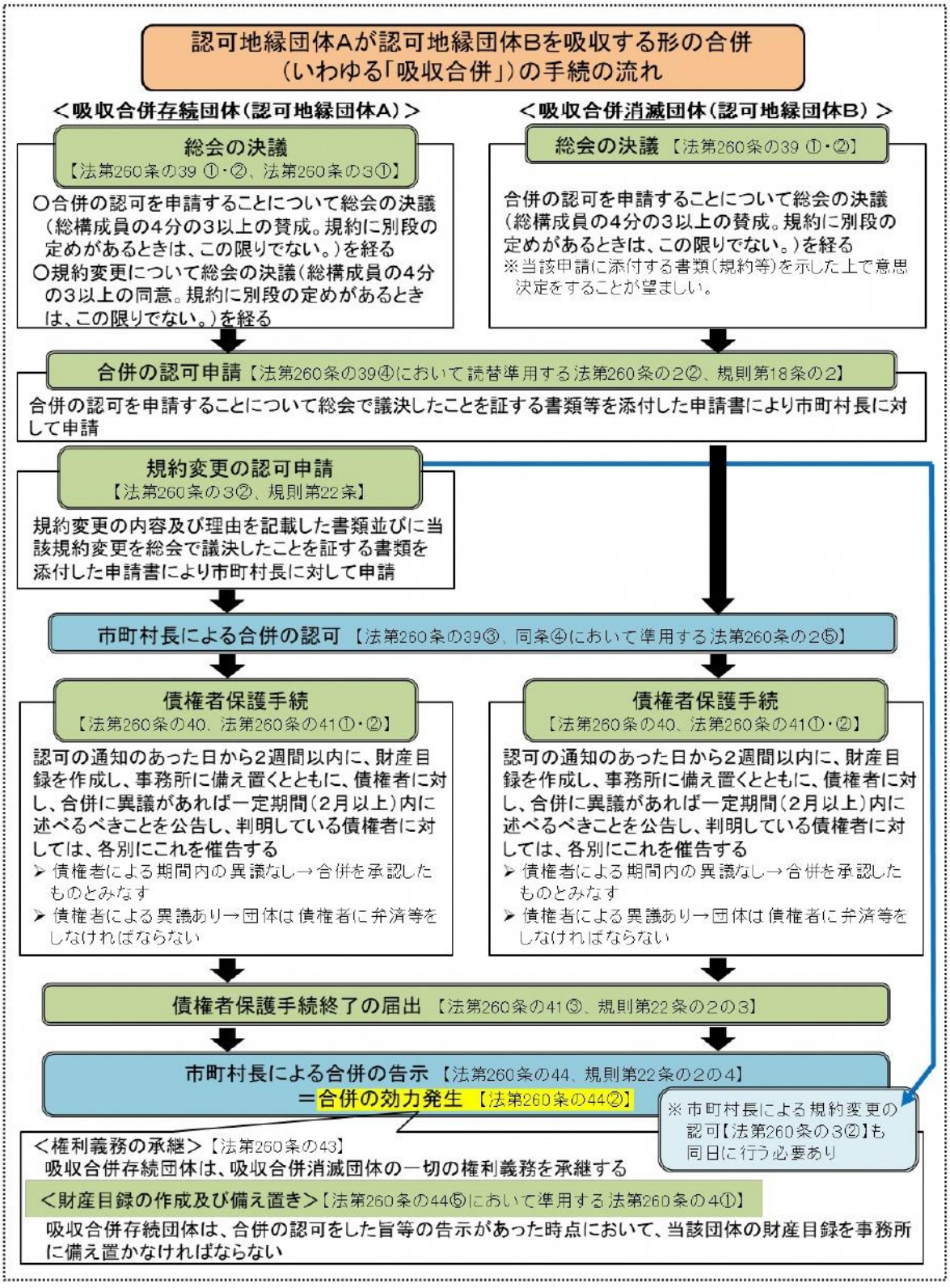
6. 合併の告示

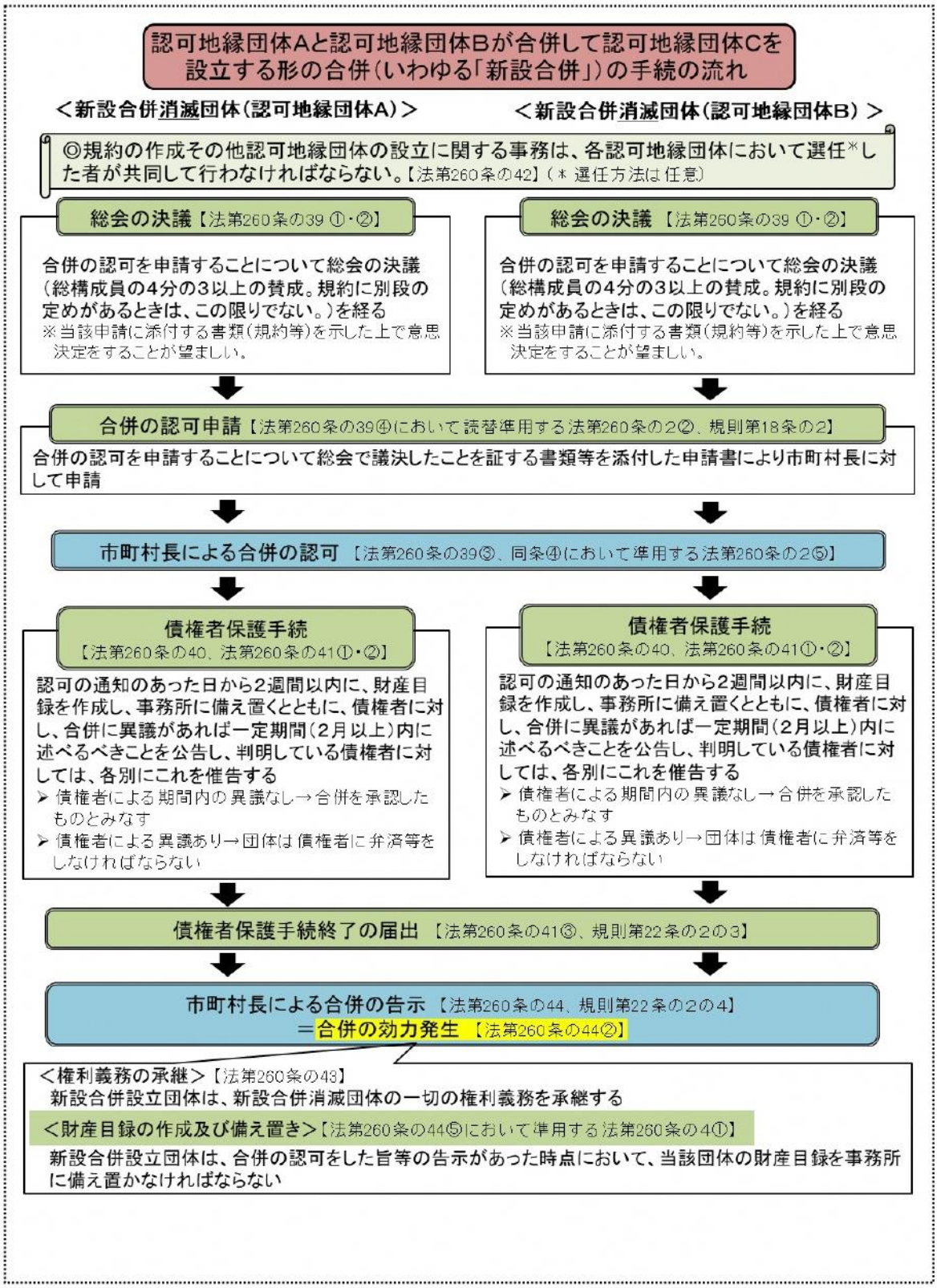
市長は届出を受理後、認可地縁団体の合併を認可した旨を告示し、地縁団体台帳に記載します。合併の認可を受けても告示があるまでは、第三者に対抗することはできません。

吸収合併の場合の、合併により存続する認可地縁団体の規約変更の認可も同日付で行います。

【参考】令和 5 年 3 月 10 日付総務省事務連絡「認可地縁団体制度の改正に係る質疑応答について」より抜粋

【参考】フロー図（（注）図中の丸数字は項番号）




認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを設立する形の合併（いわゆる「新設合併」）の手続の流れ
＜新設合併消滅団体（認可地縁団体A）＞
＜新設合併消滅団体（認可地縁団体B）＞
◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任*した者が共同して行わなければならない。【法第260条の42】（＊選任方法は任意）
総会の決議【法第260条の39 ①・②】
合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る
※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定をすることが望ましい。
総会の決議【法第260条の39 ①・②】
合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る
※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定をすることが望ましい。
合併の認可申請【法第260条の39④において読替準用する法第260条の2②、規則第18条の2】
合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市町村長に対して申請
市町村長による合併の認可【法第260条の39⑤、同条④において準用する法第260条の2⑤】
債権者保護手続
【法第260条の40、法第260条の41①・②】
認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する
➢ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
➢ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしなければならない
債権者保護手続
【法第260条の40、法第260条の41①・②】
認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告する
➢ 債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
➢ 債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等をしなければならない
債権者保護手続終了の届出【法第260条の41③、規則第22条の2の3】
市町村長による合併の告示【法第260条の44、規則第22条の2の4】
＝合併の効力発生【法第260条の44②】
＜権利義務の承継＞【法第260条の43】
新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する
＜財産目録の作成及び備え置き＞【法第260条の44⑤において準用する法第260条の4①】
新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

Ⅶ 税について

1. 法人化に伴う各種税の取り扱いについて

法人税や消費税、その他税に関する法令の規定は、従前通り適用されます。認可地縁団体の場合は税制上公益性を有する法人とみなされ、法人税等については**収益事業のみ課税対象となります。**

なお、収益事業とは法人税法で定められた事業を継続的に行うことと定義されており、それ以外の事業は収益事業に該当しません。

例えば、自治会でお祭りを年に１・２度開催する場合や古紙回収報奨金を得ることは、定義されている収益事業の項目に該当しないため、課税対象外となります。

※収益事業とは・・・法人税法施行令第 5 条に規定する 34 業種

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、貸席業、旅館業、料理飲食業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保険業、技芸・学力教授業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供業、労働者派遣業

<table>
<tr><td colspan="3"></td><td>収益事業を行わない</td><td>収益事業を行う</td><td>問い合わせ先（※２）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">国税</td><td colspan="2">登録免許税</td><td>課税（登記の際）</td><td>課税（登記の際）</td><td>①</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人税</td><td>非課税</td><td>課税（所得に応じて）</td><td rowspan="2">②</td></tr>
<tr><td colspan="2">消費税
（地方消費税含む）</td><td colspan="2">＜収益事業の有無に関わらず＞
基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合</td></tr>
<tr><td rowspan="5">府税</td><td colspan="2">法人府民税
（均等割）</td><td>課税免除</td><td>課税（減免措置なし。所得が赤字でも課税）</td><td rowspan="4">③</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人府民税
（法人税割）</td><td></td><td>課税（所得に応じて）</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人事業税</td><td>非課税</td><td>課税</td></tr>
<tr><td colspan="2">不動産取得税</td><td>課税（不動産を取得した１回のみ。ただし一定の場合に課税免除措置あり）</td><td>課税（不動産を取得した１回のみ。ただし一定の場合に課税免除措置あり）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">市税</td><td colspan="2">法人市民税
（均等割）</td><td>非課税</td><td>課税（減免措置なし。所得が赤字でも課税）</td><td rowspan="2">④</td></tr>
<tr><td colspan="2">法人市民税
（法人税割）</td><td></td><td>課税（所得に応じて）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">固定資産税</td><td>非収益事業用
（集会所等）</td><td>課税（ただし毎年申請により減免措置あり）（※１）</td><td></td><td rowspan="2">⑤</td></tr>
<tr><td>収益事業用</td><td></td><td>課税（減免措置なし）</td></tr>
</table>

※１　地域住民の福祉やコミュニティに寄与する場合、**申請により減免**を受けられる場合があります。

※２　問い合わせ先は「2. 税に関する問い合わせ先」をご覧ください。

2. 税に関する問い合わせ先

【国税】	①	京都地方法務局宇治支局	TEL：２４－４１２１
	②	宇治税務署	TEL：４４－４１４１
【府税】	③	京都府　税務課	TEL：０７５－４１４－４４３３
【市税】	④	宇治市　税務課	TEL：２２－３１４１（代表） 内線：２１２６（諸税証明係）
		京都地方税機構申告センター	TEL：０７５－４１７－１３７１
	⑤	宇治市　税務課	TEL：２２－３１４１（代表） 内線：２１２６（諸税証明係）

Ⅷ Q＆A

Q1. 市長の認可を受けることで市の指揮監督下に置かれることになりますか。

答 市長の認可を受けることで法人格を有しますが、認可により権利能力を取得した後も、住民により任意に組織された団体であることに変わりありません。従って、市町村の行政権限を分担したり、下部組織とみなされるようなことはありません。

Q2. 保有財産の一部に神社の祠がありますが、このような宗教的色彩の強い財産を保有していても認可の対象となりますか。

答 認可地縁団体は公共団体ではないため、宗教的活動の禁止や宗教上の組織等に対する支出の制限を定めた憲法上の規定との関係性が生じることはありません。地方自治法においても特段の規定は設けられていないことから、宗教的色彩のある資産であっても認可地縁団体の保有資産として認可されることは可能であると考えられます。

Q3. 自治会機能を併せ持つマンション管理組合は認可の対象となりますか。

答 マンション管理組合は構成員が区分所有者という特定の属性を必要とするものであることから、マンション管理組合等が該当マンションの敷地を区域として良好な地域社会の維持形成に資する共同活動を行っていたとしても、直ちに認可の対象となることはありません。

Q4. 電磁的方法による表決を行うためには、「規約又は総会の決議」が必要となりますが、総会の決議による場合、総会の開催時期や決議の方法等について何らかの定めはありますか。

答 具体的な総会の開催時期や決議の方法等について特段の規定は設けられていないことから、それぞれの実情等に応じて適切に判断してください。

例えば、１回の総会の決議をもって以後継続的に電磁的方法による表決を可能とすることを決定することもできますし、毎年度総会を開催し、当該年度において電磁的方法による表決を可能とすることを決議することもできます。

Ⅸ　様式集

様式第１号　認可申請書

年　　月　　日

宇治市長　　あて

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所在地

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名及び住所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約

２　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３　構成員の名簿

４　良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

５　申請者が代表者であることを証する書類

様式第１号（別紙１）　代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者選任の有無

代表者の職務執行停止の有無
並びに職務代行者選任の有無

団体の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　裁判所による代表者の職務執行停止の有無

（　　有　　・　　無　　）

２　裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

（　　有　　・　　無　　）

＜有の場合＞

職務代行者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第１号（別紙２）　代理人の有無

代理人の有無

団体の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　代理人の有無

（　　有　　・　　無　　）

＜有の場合＞

代理人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　この場合の「代理人」は、地方自治法第２６０条の８の代理人及び第２６０条の１０の特別代理人のことを指します。

※　特に該当のない場合は無に〇をつけてください。

◇地方自治法

第２６０条の８　　代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事例については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

様式第２号　認可地縁団体告示事項証明書交付申請書

認可地縁団体告示事項証明書交付申請書

年　　月　　日

宇治市長　あて

<table>
<tr><td rowspan="2">認可を受けた
地 縁 団 体</td><td>名　　称</td><td></td></tr>
<tr><td>事務所の
所 在 地</td><td></td></tr>
<tr><td>申 請 通 数</td><td colspan="2">通</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申　請　者</td><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>手　数　料</td><td>受　　付</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>￥３００－</td><td></td></tr>
</table>

様式第３号　規約変更認可申請書

年　　月　　日

宇治市長　　あて

地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名及び住所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

規約変更認可申請書

地方自治法第２６０条の３第２項の規定により規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１　規約変更の内容及び理由を記載した書類

２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

様式第４号　告示事項変更届出書

年　　月　　日

宇治市長　　あて

地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名及び住所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

（別添書類）

１　変更があった事項及びその内容

２　変更の年月日

３　変更の理由

様式第５号　認可地縁団体解散届出書

年　　月　　日

宇治市長　　あて

地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名及び住所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第２６０条の２０の規定により、　　年　　月　　日貴職から認可を受けた本地縁による団体は、下記のとおり解散したので、解散したことを証する別添書類を添えて届け出ます。

記

１　名称

２　区域

３　主たる事務所の所在地

４　清算人の氏名及び住所
　　氏名
　　住所

５　解散事由

様式第６号　認可地縁団体清算結了届出書

年　　月　　日

宇治市長　　あて

地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名及び住所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

認可地縁団体清算結了届出書

地方自治法第２６０条の３３の規定に基づき、清算が結了したことを証する書類を添えて届け出ます。

記

１．清算の理由

２．清算結了年月日

年　　月　　日

様式第７号　認可地縁団体印鑑登録申請書

認 可 地 縁 団 体 印 鑑 登 録 申 請 書

宇治市長　あて　　年　　月　　日

登録しようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
	（　資　　格　） 氏　　名	（　　） ㊞
	生　年　月　日	年　　月　　日
	住　　所	

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

（申請者）　□　本　人　氏　　名

□　代理人　氏　　名　　㊞

住　　所

（注意事項）

１　この申請は本人が自ら手続きをしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録しようとする認可地縁団体印鑑を添えて申請してください。

３　代表者等の氏名の次には宇治市において登録されている個人の印鑑を押印し、発行後３箇月以内の印鑑登録証明書を添付してください。

４　資格（　）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第８号　認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

宇治市長　あて　　年　　月　　日

<table>
<tr><td rowspan="2">登録されている
認可地縁団体印鑑</td><td>認可地縁団体の名称</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>認可地縁団体の
事務所の所在地</td><td></td></tr>
<tr><td>（　資　　格　）
氏　　名</td><td>（　　）</td></tr>
<tr><td>生　年　月　日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書＿＿＿＿枚の交付を申請します。
（申請者）　□　本　人　氏　　名
□　代理人　氏　　名
住　　所</td></tr>
</table>

（注意事項）

１　この申請は本人が自ら手続きをしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　資格（　）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第９号　認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

宇治市長　あて　　年　　月　　日

廃止しようとする　認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の事務所の所在地	
	（　資　　格　） 氏　　名	（　　） ㊞
	生　年　月　日	年　　月　　日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

（申請者）　□　本　人　氏　　名

□　代理人　氏　　名　　㊞

住　　所

（注意事項）

１　この申請は本人が自ら手続きをしてください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。

２　登録している認可地縁団体印鑑を亡失した場合には、代表者等の氏名の次に宇治市において登録されている個人の印鑑を押印してください。

３　資格（　）の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

様式第１０号　所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

年　　月　　日

宇治市長　　あて

地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の氏名及び住所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第２６０条の３８第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするための公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・　建物

名称	延床面積	所在地

・　土地

地目	面積	所在地

・　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名または名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

以上

（別添書類）

１　申請不動産の登記事項証明書

２　申請不動産に関し、地方自治法第２６０条の３８第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

３　申請者が代表者であることを証する書類

４　地方自治法第２６０条の３８第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

様式第１１号　申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

年　　月　　日

宇治市長　　あて

異議を述べる者の氏名及び住所

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第２６０条の３８第２項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

１　公告に関する事項

（１）　申請を行った認可地縁団体の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（２）　申請不動産に関する事項

・　建物

名称	延床面積	所在地

・　土地

地目	面積	所在地

・　表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名または名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（３）　公告期間　＿＿年　＿月　＿日から 年　＿月　＿日＿

２　異議を述べる登記関係者等の別

□申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人

□申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人

□申請不動産の所有権を有することを疎明する者

３　異議の内容（異議を述べる理由等）

以上

（別添書類）

□申請不動産の登記事項証明書

□住民票の写し

□その他の市町村長が必要と認める書類（　　）

(注)この異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。

X　各種作成例

作成例①　規約

○○町内会・自治会　会則

第１章　　総　則

［名称］
第１条　本会は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿町内会・自治会と称する。

［区域］
第２条　本会の区域は、宇治市○○町１－２４から１０７及び２－４から６２３までの区域と○○町１４及び１６の区域とする。

［組織・会員］
第３条　本会の会員は、前条に定める区域に住所を有する個人とする。
２．本会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
３．会員がやむを得ない理由がある場合の入会、脱会は妨げない。
４．本会の組織は、第１組から第６組に区分する。

［事務所］
第４条　本会の事務所は、町内会長の自宅に置く。

［目的］
第５条　本会は、第２条に規定する地域の住民福祉と生活向上を目指し、次の事項について協議し、目的達成のため努力する。
１．回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡と調整に関すること。
２．資産の管理に関すること。
３．交通、防犯に関すること。
４．消防、自衛に関すること。
５．児童福祉に関すること。
６．老人福祉に関すること。
７．地域教育に関すること。

８．体育振興に関すること。
９．環境衛生に関すること。
１０．災害対策に関すること。
１１．その他の事項に関すること。

第2章　役　員

［機関］

第6条　本会は、目的達成のため、次の機関を設置する。但し、必要に応じ専門委員会をおくことができる。

１．本部役員会
２．組長役員会

［役員の選出］

第7条　本会の役員は別に定める役員選挙規定によって選出する。
ただし、組長は各組において輪番制とする。

［役員の任期］

第8条　役員の任期は、１年とし、４月より翌年の３月までとする。但し、再任は妨げない。

［本部役員・役員の任務］

第9条　本会の本部役員は下記のものを置く。

会　長（＿＿＿名）…町内会・自治会、会務全般の総括管理をする。
副会長（＿＿＿名）…会長の代行、補佐。
会　計（＿＿＿名）…会費の徴収、募金の取りまとめ、支出管理。
庶　務（＿＿＿名）…会の記録、文書の印刷発行、回覧配布。
集会所運営員（＿＿＿名）…集会所の運営を担当する。
監事（＿＿＿名）…会計及び資産の状況を監査し、総会に報告する。
会長その他役員の業務執行の状況を監査する。

第3章　総　会

［総会の機能］

第１０条　総会は、本会の最高機関であり、役員、予算、決算の承認を行い会則の改正、その他重要な案件の審議・決議を行う。

２．総会は、会員の＿＿分の＿＿＿以上の出席をもって成立する。また、やむを得ず欠席する場合は、委任状をもって出席にかえることができる。
３．審議事項は、出席者の過半数をもって決議する。

［総会の開催］
第１１条　総会は毎年３月に開催する。
２．臨時総会は、次の場合に開催することができる。
１）会長が必要と認めたとき
２）会員の２分の１以上から請求があったとき

［総会の招集］
第１２条　総会は会長が招集する。
２．会長は、前条第２項第２号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。
３．総会を招集するときは、７日前までに議案を会員に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

［総会の定足数］
第１３条　総会は、会員総数の過半数の出席で成立する。

［総会の議長］
第１４条　総会の議長は、会員の中から選出する。
［総会の議決］
第１５条　総会の議案は、この会則に定めるもののほか、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

［会員の表決権］
第１６条　会員は、総会において各々一個の表決権を有する。

［総会の書面表決等］
第１７条　やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
２．構成員は、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（メール又はアプリケーション等）により表決をすることができる。
３．前２項の場合における第１３条及び第１５条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

［総会の議事録］

第１８条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

１）日時及び場所

２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

３）開催目的、審議事項及び議決事項

４）議事の経過の概要及びその結果

５）議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印しなければならない。

第４章　役員会

［役員会の機能］

第１９条　役員会は、会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決するとともにこれを執行する。

１）総会に付議すべき事項

２）総会で議決した事項の執行に関する事項

３）その他総会の議決を要しない事項

［役員会の構成］

第２０条　役員会は、第９条の監事を除く役員及び各組長をもって構成する。

２．監事は、役員会に出席して意見を述べることができる。

［役員会の開催］

第２１条　役員会は、原則的に隔月ごとに１回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは開催することができる。

第５章　資産及び会計

［資産］

第２２条　本会の資産は、別に定める財産目録に記載する。

２．資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

［会計］

第２３条　会計の収入は、会費・寄付金・収益金・その他をあて、必要経費の支出にあてる。会計年度は、４月から翌年の３月までとする。

［会費］

第２４条　会費は、一世帯月額＿＿＿＿＿円とする。
徴収は、半期毎、または、一括とする。

第６章　会則改正

［会則改正］

第２５条　この会則は、総会において会員の３分の２以上の議決を得なければ変更することが出来ない。

附則

１．この会則は、　　年　　月　　日から実施する。
２．この会則は、　　年　　月　　日から一部改正、実施する。

○○町内会役員選挙規定

第１章　総　則

［総則］
第１条　本会の役員選挙は、この規定により行う。

［選挙事務］
第２条　選挙事務は、選挙管理委員会が行う。
２．選挙結果は、会員に報告し、総会で承認を受ける。

［有権者］
第３条　選挙権は、本会会員に与えられる。
２．投票は、１会員に１票とする。

［時期及び告示］
第４条　本会役員の選挙は、文書により会員に告示し、２月下旬までに完了する。

［役員の選出］
第５条　役員選挙は、選挙用名簿によって行う。選挙用名簿は、役員会の協議を経て作成する。
２．選挙は単記とし、無記名投票により各役員を選出する。

［補欠選出］
第６条　役員に欠員が生じた場合には、必要に応じて速やかに補充する。

［免除者］
第７条　１．本会に入会して２年以内の方
２．７０歳以上の方
３．一人暮らしの方
４．今年度の組長当番の方

第２章　選挙管理委員会

［選挙管理委員会］
第８条　役員会をもって選挙管理委員会を組織する。

第３章　雑　則

［細目の決定］

第９条　この規定にない細目は、選挙管理委員会が協議し、決定する。

［改正］

第１０条　この規定は役員が協議し、総会で改正することができる。

附則

１．本規定は、　　年　　月　　日適用

２．　　年　　月　　日一部改正

作成例②　総会議事録

○○町内会総会議事録

開 催 日 時　　年　　月　　日（　）　　時～　　時
開 催 場 所　　○○○○○○集会所
会員の現在数　　人
総会出席者数　　人（うち表決委任者　　人）

総会の開催目的

○○町内会が所有する集会所の不動産は、現在個人名義で登記しているが○○町内会を法人化し町内会名義で不動産登記を行いたいため、地方自治法２６０条の２による認可申請を宇治市に行う必要があり、総会を開催する。

審議事項及び議決事項

１．認可申請について
２．会則の変更について
３．申請者の決定について
４．議事録署名人の選任について

議事の経過の概要及びその結果

１．認可申請について
　認可申請を行うことを賛成　　名の多数で可決した
２．会則の変更について
　認可申請にあたり会則の変更が必要であり、会則変更案のとおり変更することを賛成　　名の多数で可決した
３．申請者の決定について
　○○○会長を○○町内会の代表者として申請者に選出することを賛成　　名の多数で可決した
４．議事録署名人の選任について
　本総会の議事録について会則第２３条により署名人として、×××と△△△を選任した。

○○町内会会則第２３条の規定により、この議事録を作成し、署名押印する。

年　　月　　日　　○○町内会総会
議　　長　　㊞
議事録署名人　　㊞
同　　上　　㊞

作成例③　構成員の名簿

〇〇町内会（自治会）会員名簿　　（　　年　　月　　日現在）

組	氏名	住所
1	宇治　太郎	宇治市〇〇町△△番地
1	宇治　次郎	同上
1	宇治　花子	同上
1		
1		
2		
2		
2		
2		
2		
3		
3		
3		
3		
4		
4		
5		
5		

作成例④　活動状況報告書

○○町内会　○○年度事業報告

○○年○月○日　公民館にて総会

○月○日　地蔵盆を開催

○月○日　宇治市の防災訓練に参加

○月○日　体育振興会主催の運動会に参加

○月○日　秋祭りを開催

○月○日　町内レクレーション開催

○月○日　溝掃除及び公園の清掃

○月○日　役員会

※ その他、会計報告等があれば併せて提出いただく。

作成例⑤　代表者就任承諾書

承　　諾　　書

私は、××××町内会の代表者となることを承諾します。

年　　月　　日

××××町内会
住　所　　宇治市△△△町△△△番地△
氏　名　　〇〇〇〇〇〇　　㊞

作成例⑥　委任状

委　任　状

（代理人）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め、　　に関する一切の権限を委任します。

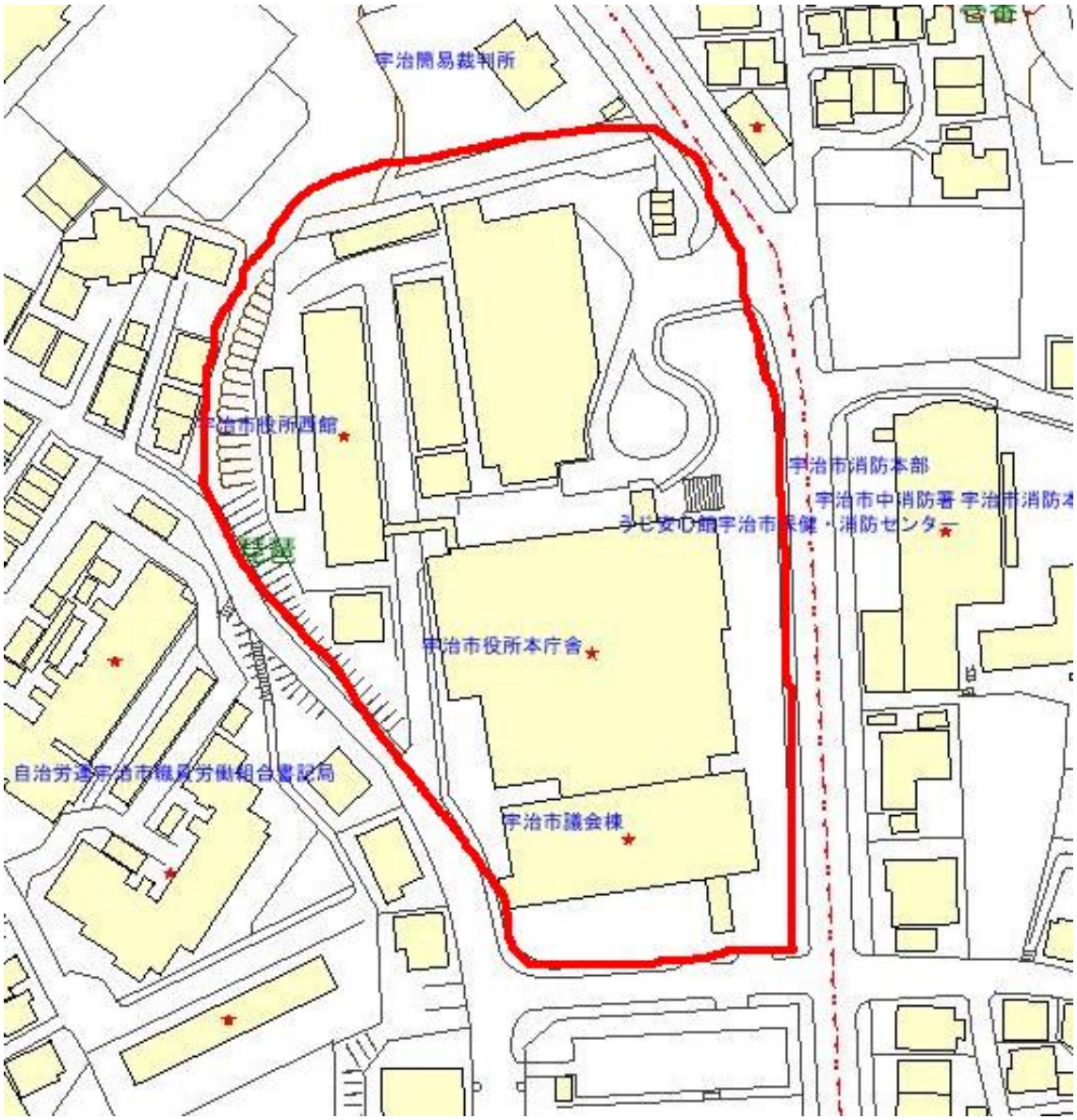
年　　月　　日

（委任者）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成例⑦　区域図

区域図



（参考）地方自治法（抄）

第２６０条の２　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

②　前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。

二　その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。

三　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四　規約を定めていること。

③　規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一　目的

二　名称

三　区域

四　主たる事務所の所在地

五　構成員の資格に関する事項

六　代表者に関する事項

七　会議に関する事項

八　資産に関する事項

④　第２項第２号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤　市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第１項の認可をしなければならない。

⑥　第１項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦　第１項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧　認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨　認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩　市町村長は、第１項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪　認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

⑫　何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第１０項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

⑬　認可地縁団体は、第１０項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

⑭　市町村長は、認可地縁団体が第２項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第１項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

⑮　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）第４条及び第７８条の規定は、認可地縁団体に準用する。

⑯　認可地縁団体は、法人税法（昭和４０年法律第３４号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第２条第６号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第３７条の規定を適用する場合には同条第４項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第７項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第６６条の規定を適用する場合には同条第１項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第２項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び」とする。

⑰　認可地縁団体は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第３に掲げる法人とみなす。

第２６０条の３　認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

②　前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第２６０条の４　認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

②　認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第２６０条の５　認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第２６０条の６　認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第２６０条の７　認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第２６０条の８　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第２６０条の９　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第２６０条の１１　認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第２６０条の１２　認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

一　財産の状況を監査すること。

二　代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三　財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四　前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第２６０条の１３　認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第２６０条の１４　認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

②　総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第２６０条の１５　認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第２６０条の１６　認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第２６０条の１７　認可地縁団体の総会においては、第２６０条の１５の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第２６０条の１８　認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第２６０条の１９の２において同じ。)により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第２６０条の１９ 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第２６０条の１９の２ この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第２６０条の２０ 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 第２６０条の２第１４項の規定による同条第一項の認可の取消し

四 総会の決議

五 構成員が欠けたこと。

六 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。)

第２６０条の２１ 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第２６０条の２２ 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第２６０条の２３ 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第２６０条の２４　認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第２６０条の２５　前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第２６０条の２６　重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第２６０条の２７　認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

一　現務の結了

二　債権の取立て及び債務の弁済

三　残余財産の引渡し

②　清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第２６０条の２８　認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

②　前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③　認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④　第一項の公告は、官報に掲載してする。

第２６０条の２９　前条第１項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第２６０条の３０　清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

②　清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③　前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④　第１項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第２６０条の３１　解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前２項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第２６０条の３２ 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第２６０条の３３ 認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第２６０条の３４ 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件

二 解散及び清算の監督に関する事件

三 清算人に関する事件

第２６０条の３５ 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第２６０条の３６ 裁判所は、第２６０条の２５の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

第２６０条の３７ 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前２条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第２６０条の３８ 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第２６０条の３９ 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第２６０条の２第２項及び第５項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第２項第１号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第２６０条の４０　認可地縁団体は、前条第３項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

②　認可地縁団体は、前条第３項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第２６０条の４１　債権者が前条第２項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

②　債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③　合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前２項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第２６０条の４２　合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第２６０条の４３　合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第２６０条の４４　市町村長は、第２６０条の４１第３項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第２６０条の３９第３項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

②　認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

③　合併により設立した団体は、第１項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。

④　第１項の規定により告示した事項は、第２６０条の２第１０項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

⑤　第２６０条の４第１項の規定は、第１項の規定による告示があつた場合について準用する。

第２６０条の４５　市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第２６０条の３９第３項の認可を取り消すことができる。

一　第２６０条の３９第３項の認可をした日から六月を経過しても第２６０条の４１第３項の規定による届出がないとき。

二　認可地縁団体が不正な手段により第２６０条の３９第３項の認可を受けたとき。

②　前条第１項の規定による告示後に前項（第２号に係る部分に限る。）の規定により第２６０条の３９第３項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

③　前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

④　前２項に規定する場合には、各認可地縁団体の第２項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第２６０条の四４６　認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第２条第１０号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

一　当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

二　当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。

三　当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。

四　当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

②　市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③　前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第１項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④　市町村長は、前項の規定により第１項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第１項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤　第２項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第１項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第２６０条の４７　不動産登記法第７４条第１項の規定にかかわらず、前条第４項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第１８条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第１項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

②　不動産登記法第６０条の規定にかかわらず、前条第４項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第１項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第２６０条の４８　次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成２３年法律第５１号）により、５０万円以下の過料に処する。

一　第２６０条の２２第２項又は第２６０条の３０第１項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

二　第２６０条の２８第１項又は第２６０条の３０第１項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

三　第２６０条の４０第１項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

四　第２６０条の４０第２項又は第２６０条の４１第２項の規定に違反して、合併をしたとき。

（参考）地方自治法施行規則（抄）

第１８条　地方自治法第２６０条の２第２項に規定する申請は、同条第１項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一　規約

二　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

三　構成員の名簿

四　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行つていることを記載した書類

五　申請者が代表者であることを証する書類

２　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第１８条の２　地方自治法第２６０条の３９第４項において準用する同法第２６０条の２第２項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一　合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約

二　地方自治法第２６０条の３９第３項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類

三　合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

四　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行つていることを記載した書類

五　合併しようとする各認可地縁団体の規約

六　申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

２　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第１８条の３　市町村長は、地方自治法第２６０条の２第１項の認可を行つたときは、認可地縁団体ごとに、次に掲げる事項を記載した台帳を作成するものとする。

一　名称

二　規約に定める目的

三　区域

四　主たる事務所の所在地

五　代表者の氏名及び住所

六　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

七　代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
八　規約に解散の事由を定めたときは、その事由
九　認可年月日
十　台帳を起こした年月日
２　前項の規定は、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第７６条の１３第３項の通知があつた場合について適用する。この場合において、前項第９号中「認可年月日」とあるのは、「土地改良法第７６条の１２第２項第５号の日又は同法第７６条の１３第１項の認可を受けた日のいずれか遅い日」とする。
３　第一項の規定は、森林組合法（昭和５３年法律第３６号）第１００条の２２第３項の通知があつた場合について適用する。この場合において、第１項第９号中「認可年月日」とあるのは、「森林組合法第１００条の２０第２項第７号の日又は同法第１００条の２２第１項の認可を受けた日のいずれか遅い日」とする。
４　市町村長は、認可地縁団体が解散したとき（破産及び合併による場合を除く。）は、次に掲げる事項を第１項の規定により作成した台帳に記載するものとする。
一　清算人の氏名及び住所並びに就任年月日
二　解散事由
三　解散年月日
５　市町村長は、認可地縁団体の清算が結了したときは、清算結了年月日を第１項の規定により作成した台帳に記載するものとする。
６　市町村長は、地方自治法第２６０条の３９第３項の認可を行つたときは、次に掲げる事項を第１項の規定により作成した台帳に記載するものとする。
一　合併後の認可地縁団体の名称
二　合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
三　合併後の認可地縁団体の区域
四　合併後の認可地縁団体の主たる事務所の所在地
五　合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
六　合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
七　合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
八　合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
九　地方自治法第２６０条の３９第３項の認可の年月日
十　合併前の各認可地縁団体の名称
十一　合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地
７　認可地縁団体は、前各項に掲げる事項（次条第１項第１号から第５号までに掲げる事項を除く。）に変更があつたときは、当該事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に届け出なければならない。この場合において、届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第１項の台帳に記載するも

のとする。

８　第１項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第１９条　地方自治法第２６０条の２第１０項（土地改良法第７６条の１３第４項及び森林組合法第１００条の２２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で、前条第一項の台帳に記載した事項のうち当該各号に定める事項について行うものとする。

一　地方自治法第２６０条の２第１項の認可を行つた場合　前条第１項第１号から第３号までに掲げる事項、同項第４号の事項（同項第５号から第７号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第５号から第７号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第８号及び第９号に掲げる事項

二　土地改良法第７６条の１３第３項の通知があつた場合　前条第２項により読み替えて適用する同条第１項第１号から第３号までに掲げる事項、同項第４号の事項（同項第５号から第７号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第５号から第７号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第８号及び第９号に掲げる事項

三　森林組合法第１００条の２２第３項の通知があつた場合　前条第３項により読み替えて適用する同条第１項第１号から第３号までに掲げる事項、同項第４号の事項（同項第５号から第７号までに掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第５号から第７号までに掲げる事項（住所を除く。）、同項第８号及び第９号に掲げる事項

四　解散した場合（破産及び合併による場合を除く。）　前条第１項第１号及び第３号に掲げる事項、同項第４号の事項（同項第５号から第７号まで及び第４項第１号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）並びに同項に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項については清算人の氏名に限る。）

五　清算結了の場合　前条第１項第１号及び第３号に掲げる事項、同項第４号の事項（同項第５号から第７号まで及び第４項第１号に掲げる住所と同一の場合は、その住所を除く。）、同項第１号の事項（清算人の氏名に限る。）並びに同条第５項の事項

六　前２号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第２６０条の２第１１項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合　告示した事項のうち変更があつた事項に係る前条第１項各号（同条第２項又は第３項により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる事項

２　前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

３　市町村長は、第１項の告示を行つたときは、前条第１項第１号から第７号まで及び第４項各号に掲げる事項並びに同条第５項の事項の告示年月日を同条第１項の規定により作成した台帳に記載しなければならない。ただし、同条第１項第１号から第４号まで、同条第４項第２号及び第３号並びに第５項においては、この条第１項第１号の告示を行つた場合を除くものとする。

第２０条　地方自治法第２６０条の２第１１項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者

が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

２　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

３　地方自治法第２６０条の２第１１項の規定による届出を受けた市町村長は、当該届出に係る事項について、第１８条の３第１項の台帳に記載するものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項についても当該台帳に記載するものとする。

一　名称に変更があつた場合　名称の変更に伴う規約変更の認可年月日

二　主たる事務所の所在地に変更があつた場合

イ　規約変更の認可を要するときは、当該事務所の所在地の変更に伴う規約変更の認可年月日

ロ　規約変更の認可を要さないときは、当該事務所の移転年月日

ハ　行政区画の変更又は住居表示の実施によるときは、その変更年月日又は実施年月日

三　代表者、職務代行者、代理人又は清算人に変更があつた場合

イ　変更の原因

ロ　当該原因が発生した年月日

四　規約に定める目的を変更した場合　目的の変更に伴う規約変更の認可年月日

五　区域を変更した場合　区域の変更に伴う規約変更の認可年月日

第２１条　地方自治法第２６０条の２第１２項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

２　市町村長は、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した第１８条の３第１項の台帳の写しを交付しなければならない。この場合において、当該台帳に次に掲げる事項が記載されているときは、当該事項を表示しない措置を講じるものとする。

一　代表者又は代表者であつた者の住所

二　裁判所により選任された職務代行者又は職務代行者であつた者の住所

三　代表者の代理人又は代理人であつた者の住所

四　清算人又は清算人であつた者の住所

五　主たる事務所の所在地（前各号に掲げる者の住所と同一の場合に限る。）

３　前項後段の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者が地方自治法第２６０条の２第１２項の規定による請求者であつて、当該者の住所を表示することを希望する旨申し出た場合その他市町村長が必要と認める場合には、市町村長は、住所を表示することが適当でないと認める場合を除き、当該者の住所を表示して交付することができる。

第２２条　地方自治法第２６０条の３第２項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

２　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

（電磁的方法）

第２２条の２　地方自治法第２６０条の１８第３項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ　送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

２　前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（電磁的方法による決議に係る構成員の承諾）

第２２条の２の２　認可地縁団体の代表者は、地方自治法第２６０条の１９の２第１項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

２　前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一　前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

二　ファイルへの記録の方式

３　第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第２６０条の１９の２第１項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第１項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第２２条の２の３　地方自治法第２６０条の４１第３項の規定による届出は、届出書に同法第２６０条の４０第２項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第２６０条の４１第２項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

２　前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の２の４　地方自治法第２６０条の４４第１項に規定する総務省令で定める事項は、第１８条の３第１項の台帳に記載した事項のうち同条第６項第１号から第３号までに掲げる事項、同項第４号の事項（同項第５号から第７号までに掲げる住所と同一の場合

は、その住所を除く。)、同項第５号から第７号までに掲げる事項（住所を除く。）及び同項第８号から第１１号までに掲げる事項とする。

第２２条の２の５　地方自治法第２６０条の４６第１項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一　所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書

二　申請不動産に関し、地方自治法第２６０条の４６第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

三　申請者が代表者であることを証する書類

四　地方自治法第２６０条の４６第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

２　前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の３　地方自治法第２６０条の４６第２項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

一　地方自治法第２６０条の４６第１項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

二　前条第２項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項

三　申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四　異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

２　前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

３　前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の４　地方自治法第２６０条の４６第４項に規定する証する情報の提供は、前条第１項第２号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

２　前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の５　地方自治法第２６０条の４６第５項に規定する通知は、第２２条の３第２項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

２　前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

第２２条の５の２　地方自治法第２６０条の４９第２項第３号に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　目的

二　名称

三　主としてその活動を行う区域
四　主たる事務所の所在地
五　構成員の資格に関する事項
六　代表者に関する事項
七　会議に関する事項
八　会計に関する事項